

故也、

〔鹽尻十三〕一豊臣秀次の臣浅井周防守は、勇功の士なりし、秀次所愛の少童を監せしめられしに、周防守元來男色を好みしかば、或少年を犯し通せし故、秀次怒りて、是を殺すべき由を命せらる、浅井傳へ聞て、去るべきと思ひけるが、我武勇の名を得て祿を食おめくと立退かば、命をしさになど、人の誹りも口惜しとて、城に登り大聲を上て、君人をして我を殺し給ふべき仰有由、誰れか命を聞かれし、出て害せよとて、欠廻りしかども、彼が勢に恐れてや、敢て手ざす者もなかりしかば、直に立退けり、されども日本の内に居らば尋ね出されて恥を見んも心うしとて、朝鮮へ渡り住けるが、毎朝濱へ出、日本大亂、國家滅亡と呼はり、長刀を揮けるとかや、秀次生害の後歸朝し、浪人にてありしが、慶長十九年、大坂の役の時、籠城して戦死せけるとなん、かゝる我儘成者の昔時多かりし、されば昔々主人戒め置し者も、其主亡びぬれば我に出て、知らず顔なるは多し、

〔武徳編年集成 五十一〕

慶長十年五月下旬、豫州宇和島ノ城主富田信濃守知信ト、備中猿掛ノ邑主

浮田左京亮成

後阪崎對馬守ト改

確執アリ、其故ハ、左京亮違亂ニシテ、罪ナキ小性ヲ斬戮ス、爰ニ成正在

甥浮田左門ト云フ臣、彼小性ト男色契ヲナシケレバ、恨ヲ含ンデ討手ノ者ヲ害シ、信濃守ガ許へ

走ル、成正其憤斜ナラズシテ、富田ガ方へ書ヲ呈シ、彼殺害人ヲ出スベキ旨ヲ請フ處ニ、信濃守ガ

妻成正妹ナリ

憐ンデ出サズシテ、逐電ノ由ヲ答フ、左京亮強訴セント欲ス、略

〔嬉遊笑覽 九〕

嬉遊笑覽 九 妓 小草履取といふものあり、昔々物語に、むかしは小草履取といふもの、十五六歳の

随分とうつくしき目子、草履取にして、下には絹の小袖、上に唐木綿の袴を著せ、伊達なる帯をさせ、夏は浴衣染などきせ、脇差随分結構に拵へてさ、客へ馳走に給仕にも出し、供にも連る、但供には道のあしきにつれず、雨天につれず、天氣晴過たる暑氣に不連、跡より中間に笠をもたせて連る、足袋をはかせ、かたのごとく和らかに拵へて連る、さたの限り、不自由なるものなり、此小